

群馬県トラック事業近代化基金

ポスト新長期等規制融資申込み公募要綱

1 融資総額 2. 5億円

2 公募期間 令和7年6月2日（月）～令和7年11月12日（水）

3 融資対象者

（一社）群馬県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者、その共同体及び持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行うものに限る。）（以下「事業者」という。）であって、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）又は商工中金の代理店との取引資格があるもの（予定を含む）。

4 融資対象事業

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準に適合する事業用貨物自動車（ポスト新長期規制適合車）及び「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示（平成27年7月1日）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車（平成28年排出ガス規制適合車）導入に要する資金。

5 融資条件

商工中金で定める一般貸付の要領によって処理されるが、トラック運送事業の適正な振興、機会の均等を図るため、融資限度等を次のとおり定める。

（1）融資限度 5千万円

① 事業者の場合は 5千万円

② 協同組合の場合は 1億円

但し、応募総額が公募融資総額を上回る場合は、融資限度額を調整して推薦額を決定することがある。

（2）貸付利率 商工中金所定利率による。

（3）償還期間 5年以内

（4）据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内とする。

（5）担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。

（6）再融資の制限 事業者が再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る。

6 利子の補給率

この制度融資の借入者に対し、協会は次の補給率により利子補給を行うものとし、借入者が商工中金に対し利息を支払う時に、利子補給金を支給する。

借入者	共同体	個別企業体
利子補給率	年0.6%	年0.6%

7 取扱金融機関 商工中金及びその代理店（下記記載の3信用組合）

代理店名：あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合、群馬県信用組合

8 申込方法

所定の申込書により公募期間満了日までに、（一社）群馬県トラック協会に申し込むこと。（原則として、融資推薦申込者の本社が所在する都道府県のトラック協会に対してのみこれを行うことができる。）（注）協会に電話で申し出れば、次の申込関係書類を送付する。

- （1）融資推薦申込書
- （2）企業要項（個別企業又は組合用）
- （3）事業計画書

協会では運営委員会を開催し、事業計画の適否について検討した後、申込者に対し、融資推薦の適否を決定通知する。借入希望者は協会からの融資推薦決定書の写を添えて商工中金に借入申込をする。

9 融資推薦適否決定通知予定日

- （1）7月9日（水）までの申込みについては、7月23日（水）
- （2）9月10日（水）までの申込みについては、9月24日（水）
- （3）11月12日（水）までの申込みについては、11月28日（金）

10 商工中金あて借入申込

推薦融資決定通知を受けたのち、商工中金に対し、担当者と連絡のうえ、融資実行について協議するものとする。

11 その他

- （1）この要綱に定めのない事項は、近代化基金運営要領および近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

（注）借入手続きは、商工中金の一般貸付と同じ取扱いとなるが、次の点に留意されたい。

① 資料の持参

説明資料として、最近2期分の決算書、事業経歴書、事業計画書等の書類を持参する。

② 責任者による説明

収支の現状や、今後の業績の見通しおよび資金借入が必要な理由とその効果等、経営の全般について、責任者が直接説明する事が望ましい。

③ 返済計画書

借入に際しては、借入れた資金をどのようにして、いつまでに返済できるか、またその財源と見通しを十分検討した上で申し込む事が必要である。

- （2）取扱金融機関は、借入者に対し車検証（写）を徴収し所有者名義を確認することとする。

- （3）借入者がポスト新長期等規制融資について正常な取引を維持することが困難であると判断された時は、利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

- （4）借入者がポスト新長期等規制融資について正当な理由がなく申請にかかる事業計画と異なるものに転用した場合は、その助成を打ち切るとともに、既往の助成金の返済を求めるものとする。

- （5）ポスト新長期規等制適合車の識別記号は、別表のとおり。